

わく!! 情報広場



休日・夜間納税相談

▼休日納税相談

とき 4月27日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 納税課、保険年金課

▼夜間納税相談

とき 4月10日(木)午後5時15分～9時

ところ 納税課

毎月最終日曜日に市役所の一部を開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は27日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。

開設窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に夜間窓口開庁

毎月1回、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場(大字平野)を開庁

しています。4月は24日(木)です。
問合せ 水道管理課 ☎(48) 00 50・☎(48) 0120



インターネット公売を実施

市では、市税の滞納処分により差押えた物件を、インターネットを利用して公売(せり売り)による売却)します。入札に参加するためには事前にインターネット上で申込みが必要となります。

※市ホームページ (http://www.city.saitama.jp) でも確認できます。

入札期間 5月7日(水)午後1時～9日(金)午後1時

申込期間 4月10日(木)午後1時～28日(月)午後5時(インターネット上で申込み)

▼物件下見会

とき 4月25日(金)午前10時～午後3時、27日(日)午前10時～午後3時

ところ 市役所納税課

問合せ 納税課 内線155・☎(43) 1125

国民健康保険税の軽減

・所得(軽減判定基準所得)以下の世帯には、国民健康保険税(国保税)の軽減制度があります。

軽減は、世帯主(国保に加入していない世帯主を含む)と加入者全員の所得状況によって判断されますので、16歳(4月1日現在)

以上の加入者全員の申告が必要です。世帯主などが確定申告や住民税申告をしても、16歳以上の加入者で未申告者がいると、軽減措置を適用できませんので、申告期間内に国保税用の中古(簡易申告)を行ってください。

申告期間 4月15日(火)～5月15日(木)

ところ 市役所保険年金課

問合せ 保険年金課 内線146・☎(43) 1125

児童扶養・特別児童扶養手当の支給

▼児童扶養手当

父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の18歳未満の子(18歳に達した日から

最初に向える3月31日までの期間を含む)、または20歳未満の障害のある子を養育している母親または養育者に支給します。

▼特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子を養育している父母または養育者に支給します。

※公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができる場合や児童が児童福祉施設など(通園施設を除く)に入所している場合は支給されません。

問合せ 子育て支援課 ☎(42) 8454・☎(42) 2130

児童扶養手当を受給中の人に重要なお知らせ

4月から、手当を受給して5年経過した人などは、同月以降の手当額が2分の1支給停止されます。ただし、つきに該当する場合、3月以前と同額の手当を受給できる場合があります。

①就業している

②求職活動を行っている

③身体および精神の障害がある

④負傷または病気で就業が困難を引き続き同額の手当を受給するには、6月末日までに関係書類を提出してください。該当する人には個別に通知します。

問合せ 子育て支援課 ☎(42) 8454・☎(42) 2130

くらしの110番

—いいアルバイト? 名義貸しの代償は、高くつきます—

「街中の広告にあつた「インターネットで見つけた」アルバイト募集。携帯電話を契約して渡すだけ。簡単ですが、問題はなのではないでしょうか。」

▼相談事例

「携帯電話を購入するのにな前を貸すだけ、通話料はバイト先の業者が払うので自分への請求はない、1台につき5千円の収入になる」というものだった。その後、いつまでも振込はなく、連絡もとれなくなり、その携帯電話の高額な通話料請求がきた。

▼アドバイス
事例は、携帯電話の「名義貸し」で、やってはいけないことです。事例のようなトラブルに巻き込まれないための対策は、「絶対に名義貸しには手を出さないこと」です。

相談者のように、「名義貸し」の意識がなかったとしても、携帯電話会社にとつての契約相手は名義人である相談者であり、通話など

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

「陽だまり」

親子でふれあいの時を過ごし
ながら、一人で悩んでいる事を
お話しませんか。主任児童委員
が対応いたします。

とき 毎月第2金曜(午前10時
11時30分※今日は11日です)

ところ 南公民館

内容 春だ！一緒に遊ぼう!!

対象 小学校入学前までの幼児
と保護者

定員 20組(先着順)

参加費 無料

問合せ 横山久美子さん(主任児
童委員) ☎(44)0179ま

たは社会福祉課 ☎(42)843
5・☎(43)5600

赤ちゃん用品券配布

社会福祉協議会では、子ども
の生まれた世帯に、赤ちゃん用
品券を配布します。

申請期間 4月30日(水)まで

※受付時間は午前8時30分～午
後5時15分

※土曜・日曜・祭日は除く。

対象 市内在住で、平成19年12月

1日より平成20年3月31日に山
産した社会福祉協議会会員世帯

金額 赤ちゃん一人につき用品
券20000円分

申込み 母子健康手帳、印鑑を

お持ちのうえ、社会福祉協議
会へ

※平成19年4月1日～11月30日

に出生し、また申請をされて
いない人も申請期間内に受付
できます。

問合せ 社会福祉協議会 ☎(43)
3277・☎(40)1460

自支援医療費(精神通院)を 支給されているみなさんへ

後期高齢者医療制度創設によ
り、障害者自立支援医療費を受
給されているみなさん(世帯の中
に後期高齢者医療受給者がいる
場合)の自己負担上限額が変わる
可能性があります。受給者証を
お持ちの人は社会福祉課までお
越しください。

対象 世帯の中に後期高齢者医
療受給者がいる人

問合せ 社会福祉課 ☎(42)84
35・☎(43)5600

就学援助の申請

小・中学生の子どもがいる家
庭で学用品や給食費などの支払
いが困難な家庭に対し、費用の
一部を援助する制度があります。
申請書は各学校に申し出て、お
受け取りください。

対象 ①生活保護が停止または
廃止された家庭 ②市民税が

非課税または減免された家庭

※申請書は各学校に申し出て、お
受け取りください。

③児童扶養手当の支給を受け
ている家庭 ④特別な事情(災
害など)やその他の理由により、
学用品費・給食費などの支払
いが経済的に困難な家庭

申請期間 4月30日(水)まで

申請方法 申請書に必要事項を
記入し、押印のうえ、学校教育
課または各学校へ

※小学校、中学校にそれぞれお
子さんが在学している場合は、
一枚ずつ申請書が必要です。

※期限後の申請の場合は月割り
支給となります。また、一部援
助できないものもありますので、
期限内に申請してください。

※この申請は毎年度行つてくだ
さい。また、この認定の審査に
は市民税の申告内容を参考にし
ますので、税の申告をしてい
ない人は、必ず申告してくだ
さい。

問合せ 学校教育課 内線63
4・☎(43)3188

市内循環バスの 停留所を変更

今月から、市内循環バスのつ
ぎの停留所が変更となりました
ので、ご注意ください。

コース 東Aコース、東Bコー
ス、西Aコース

変更前 瑞穂北福祉保健総合セ
ンター(幸手保健所)※今月か

らは停止しません。
変更後 幸手駅前
※駅前ロータリー内に停留所を
設置します。
※コースの運行時刻表の変更は
ありません。

問合せ くらし安全課 内線1
72・☎(44)0257

図書館の館内整理

図書館は、4月8日(火)から
12日(土)まで、春の特別整理期
間のため休館となります。期間
中の貸出しはできませんのでご
了承ください。

問合せ 図書館 ☎(42)0169・
☎(41)0536

図書館の休館日・ 利用時間の変更

今月から休館日の一部および
利用時間に変更になりました。

休館日 ①月曜日 ②国民の祝
日(ただし、5月5日、11月3

日および祝日が日曜日にあた
るときは開館) ③5月6日・

11月4日(ただし、日曜日にあ
たるときは、月曜日を除く直
後の平日)

※祝日にあたる月曜日の翌日な
どは今まで同様、休館です。

利用時間 午前10時～午後6時
問合せ 図書館 ☎(42)0169・
☎(41)0536

で携帯電話を利用した分の料
金、また、解約の際の解約料
は名義人に請求されます。

いずれにしても名義を貸し
た携帯電話の利用料金は、支
払うしかありません。

さらに、名義を貸した携帯
電話が違法行為に使われてい
た場合、契約者本人が違法行
為に加担したとして責任が問
われることもあります。

このような他人の名義で契
約された携帯電話は「飛ばし
携帯」といわれ、インターネット
の掲示板などで売買もされ
ています。「飛ばし携帯」の
購入者は、解約されるまでの
短期間に最大限利用します。

名義人は、その高額の利用料
金請求を受けて自分の被害に
気づき、慌てて相談すること
が多いようです。

携帯電話の名義貸しは、絶
対にやめましょう。

※消費生活のご相談は、消費
生活相談 ☎(43)1111内
線192(毎週月曜・木曜

日および第1・3水曜日午
前10時～午後3時30分)ま
たは消費生活支援センター

春日部 ☎048(734)0
999 ☎048(739)1
152へ。

■2月の救急と火災/救急車出動件数164件(急病103件、交通事故17件、その他44件)
火災発生状況1件 火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(48)12000(東分署) ☎(43)6966(西分署))